

公益財団法人福山市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福山市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福山市のスポーツ団体の統一組織としてスポーツを推進し、市民の体力の向上を図り、スポーツ精神を養うとともに、青少年の健全育成及び若者の自立を促すことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技スポーツの推進に関する事業
- (2) 生涯スポーツの推進に関する事業
- (3) 学校部活動の推進に関する事業
- (4) スポーツ振興基金に関する事業
- (5) 青少年の健全育成のための普及啓発及び体験活動の推進に関する事業
- (6) 若者の自立と社会参画への支援、促進に関する事業
- (7) 福山市から受託する事業
- (8) 福山市から受託する施設等の管理運営及び利用推進に関する事業
- (9) 利用者の利便性に資する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、広島県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに広島県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、毎事業年度の終了後3箇月以内に広島県知事に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員会会長とする。

3 評議員会会長は、評議員会の決議によって選任する。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするものの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

（評議員に対する報酬）

第13条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員が公益財団法人福山市スポーツ協会の職務を行う場合は、そのために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 合併及び事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業全部の廃止
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。
- 3 前項に規定するほか、必要に応じて会長以外の理事のうち、数名を副会長、1名を専務理事、数名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事

に届け出なければならない。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、役員として恒常的に勤務している理事及び監事並びに特別な職務を執行した理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第31条 理事会は会長が招集する。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第93条第3項又は第101条第3項に該当する場合は、この限りでない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしているときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 加盟団体

(加盟団体)

第35条 この法人に加盟団体を置く。

(加盟団体となる資格)

第36条 この法人の加盟団体となる資格は、この法人の目的に賛同する次に掲げる関係団体とする。

(1) 福山市におけるスポーツを各種目別に総括する団体（競技団体）

(2) 福山市又は福山市の各地域を代表する団体（学区体育会）

(3) 福山市の学校体育を総括する団体

(4) その他理事会で承認を得た団体

(入会)

第37条 加盟団体になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた加盟団体は、負担金を納付しなければならない。但し、前条第3号の団体については、理事会の決議により負担金の納入を免除することができる。

(会費)

第38条 加盟団体は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(事業計画及び報告等の提出)

第39条 加盟団体は、毎年3月末までに、翌年度の事業計画及び役員名簿を提出し、また事業終了後速やかに、当該年度の事業報告をしなければならない。

(退会)

第40条 加盟団体は、退会するとき、退会届を会長に届け出なければならない。

2 加盟団体が解散したときは、退会したものとみなす。

3 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、退会処分とすることができる。

(1) 年会費を2年以上納入しないとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反したとき

(抛出金品の不返還)

第41条 退会し、又は退会処分とされた加盟団体が既に納入した年会費その他の抛出金品は返還しない。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 相談役、顧問及び参与

(相談役、顧問及び参与)

第43条 この法人に、任意機関として相談役、顧問及び参与を置くことができる。

2 相談役、顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること

3 相談役、顧問及び参与の任期は、第25条第1項の規定を準用する。

4 相談役、顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 相談役、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

6 前5項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第11章 委員会、部会、スポーツ少年団本部委員会

(委員会、部会)

第44条 この法人に委員会、部会及びスポーツ少年団本部委員会を置くことができる。

2 委員会、部会及びスポーツ少年団本部委員会に関する事項は、会長が別に定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、専務理事、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 専務理事は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。(http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/sports/)

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

- (1) 理事 吉田明稔・坂本一明・大田祐介・高橋俊博・平田耕一・田中和男・中前好雄・岡田康廣・相方典之・本瓦益久・村上裕正・山口修弘・後藤道幸・平松携・石橋勇・天野肇・岩本育夫・高橋一壽・澤田修次・吉富秀和・小林英也・大辻光寛・佐藤元彦・赤木仁美・小林嗣尚・岡本康成・荒木美紀・山本耕嗣・川崎富男・岡野英俊・池田正道・藤原章秀・山田優子・小川智弘・石井康夫・杉野昌平・小葉竹靖・佐藤哲郎・近藤裕弥・亀田繁樹

- (2) 監事 日下真吾・平賀貢

- 4 この法人の最初の代表理事は、杉野昌平（会長）及び天野肇（理事長）とする。

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山田哲矢・永戸節子・藤木賞之・福永得也・橋本貞夫・藤井久夫・長澤庸子・大庭三枝・平田宏二・岡崎勝征・枝廣直幹・三好雅章

附 則

この定款は、２０２０年（令和２年）６月１２日から施行し、２０１９年（平成３１年）４月１日から適用する。

附 則

この定款は、２０２１年（令和３年）６月１７日から施行する。